

主催:立命館大学国際言語文化研究所ジェンダー研究会[「バックラッシュ時代の平和構築とジェンダー」科研基盤Bプロジェクト(代表:秋林こずえ)]

共催:「女性・戦争・人権」学会

シンポジウム

バックラッシュ時代の平和構築とジェンダー —「女性国際戦犯法廷」10 年を迎えて—

日時:2010 年 12 月 19 日(日) 10:20~18:00(開場 10:00)

場所:立命館大学創思館 1 階講義室カンファレンスルーム

I 部 戦時性暴力／日常の性暴力

10:30~12:30 司会 秋林こずえ

宮城晴美「沖縄からの報告」

村本邦子「南京ワークショップの報告」

梁澄子「在日の慰安婦裁判を支える会」から

鄭暎恵「性暴力防止の立法化」に向けて

II 部 歴史と言説—「慰安婦」問題と関連して

13:30~15:30 司会 姫岡とし子

宋連玉「「慰安婦」・公娼の境界と帝国の企み」

イ・ナヨン「日本軍「慰安婦」と米軍基地売春婦

—植民地遺産と韓国のポストコロニアルの現在」

ヤン・ヒョナ

「日本政府に対する韓国の慰安婦生還者の法的
請求はナショナリスティックなアクションか? —法的
責任、道徳的責任、トランスナショナリズム」

岡野八代「「慰安婦」問題と日本の民主化」



作者: 安田徳景 作品名:「松代の慰安所」 制作年:1996 年
ナツムの家/日本軍「慰安婦」歴史館にて所蔵

III 部 全体討論

16:00~18:00 司会 崎山政毅・池内靖子

アクセスマップ http://www.ritsumei.jp/accessmap/accessmap_kinugasa_j.html

キャンパスマップ http://www.ritsumei.jp/campusmap/index_j.html#KINUGASA

問い合わせ先: 立命館大学国際言語文化研究所 genbun@st.ritsumei.ac.jp

事前申込不要・参加費不要

シンポジウムの趣旨

性暴力のトラウマは、戦争・紛争下におけるものであれ、日常生活におけるものであれ、自己の拠り所を根こそぎにされ、その恐ろしい出来事が過去とならず、くりかえし被害者に回帰してくるという性格を持っている。臨床の医者として、多くの性暴力被害者と向かいあってきた宮地尚子さんは、次のように指摘している。

「私たちは映画やドキュメンタリー・フィルム、書物や証言集などで過去の出来事を追体験することはできる。けれどもそこで再現可能なのはせいぜい視聴覚レベルであり、事件当時のすえたような臭いや、うだるような暑さ、しびれるような寒さ、汗や血のぬるぬるとする触覚や、気が遠くなるほどの時間の長さ、震えの止まらない指先、凍りつくような恐怖などまで追体験することはできない。」(宮地尚子『トラウマの医療人類学』2005)

証言者の痛みと孤独の深さに思いをいたすとき、彼女たちの証言を聞くことができること自体、奇蹟的なことに思える。

もう一つ、元「慰安婦」の証言、絵画、映画について深い思考を掘り下げてきた細見和之さんの言葉を引用しておこう。「直接的な加害者と言えないわれわれも、この証言を聞き、これらの証言者とともに同じ時代を生きている者、そして現に生きてきた者として、確かな責任を負うことになるだろう。忘れてならないのは、どんなに雄弁な証言者も孤独である、ということだ。聞かれないかぎり、聞き届けられないかぎり、それに耳を傾ける者がいないかぎり、そもそも証言は『証言』でありえないからだ。その意味で、われわれは彼ら、彼女らの語りを現に『証言』として構成する、きわめて重要なファクターなのだ。実際、たんに証言を聞かないという態度によって、その実、証言者を証言者として抹殺するという振る舞いが、この国ではずっと横行しているではないか。」(細見和之『言葉と記憶』2005)

証言者を抹殺する暴力が横行しているこの国で、在日韓国人元「慰安婦」宋神道さんは、度重なる敗訴にあっても、「裁判負けても、オレの心は負けていない」と語った。この力強い言葉は、この息苦しい同時代に生きている私たちすべてにとって、またとない励ましであり、贈りものと言えよう。絶望的にみえる不条理な世界にあって、しかし私たちは「絶望しているわけにはいかない」し、このように、実際、屈しない人々がいることが希望である。宋神道さんと「在日の慰安婦裁判を支える会」に参加した人たちはドキュメンタリー・フィルムを制作しているが、貴重な関いの証言となっている。元「慰安婦」の方々の証言、絵画、映像を通して、私たちは彼女たちの苛酷な体験を追体験することはできないが、彼女たちの証言を証言として受けとめることは私たちにしかできない。

本シンポジウムは、国際言語文化研究所のジェンダー研究会メンバーによる科研基盤Bの研究プロジェクト(代表:秋林こずえ)の一環として企画された。この研究プロジェクトは、「バックラッシュ時代の平和構築とジェンダー」というテーマで、ジェンダーの視点から、平和研究また平和・安全保障関連政策への正義をめぐる議論の導入を図る。具体的には、ポスト紛争における「平和構築」とジェンダー正義の確立を目指す理論的かつ実践的研究に取り組むものである。

立命館大学国際言語文化研究所のジェンダー研究会では、これまでも「慰安婦」問題に関連し、証言集会や映画上映などに取り組み、研究者だけでなく、活動家、映像作家やアーティストとのネットワークを培ってきた。本シンポジウムは、継続して新たなネットワークを構築するために、日本の植民地支配と戦争責任、戦時性暴力に関する研究や、市民運動に関わってきた方々をパネリストに迎えて開かれる。

今年2010年は、女性市民運動による「女性国際戦犯法廷」が開かれてから、10年目を迎える。90年代初めに韓国の金学順さんが旧日本軍「慰安婦」制度の体験者として証言して以来、「慰安婦」問題が公論化され、アジア各地における戦時性暴力の補償を求める運動が高まり、この法廷は、その一つの集約的な形として、戦時性暴力を裁く民衆法廷を実現した。このシンポジウムでは、戦時性暴力被害者が切り拓いた証言の地平を掘り下げて考察するとともに、「女性国際戦犯法廷」を単にふり返ることにとどまるのではなく、その後のバックラッシュの時代における日本社会を見据え、その変革を促すための平和政策、女性政策の実現に向けて議論を深めたい。

はじめに

池内靖子

1991 年に金学順さんが初めて元日本軍「慰安婦」として証言して以来、第二次世界大戦中アジア全域に展開した元日本軍による慰安所制度の被害者が次々と証言し、日本政府に謝罪と国家補償を求める闘いを開始した。彼女たちの闘いを支え、組織された女性国際戦犯法廷からもすでに 10 年以上が経過しているが、国家補償の責任を回避しようとする日本政府の対応は、政権変更後も依然として変わっていない。日本国内では、元「慰安婦」被害者たちの主張に敵対的な保守政治家たちだけでなく、元「慰安婦」被害者たちを敵視し攻撃する草の根的な排外主義の動きも見られる。2010 年、12 月 19 日に私たちが、＜バックラッシュ時代の平和構築とジェンダー——「女性国際戦犯法廷」10 年を迎えて——＞というテーマでシンポジウムを開いたのは、戦時性暴力被害者が切り拓いた証言の地平を掘り下げて考察するとともに、その後のバックラッシュの時代における日本社会を見据え、その変革を促すための平和政策、女性政策の実現に向けて議論を深めるためであった。

日本の植民地支配と戦争責任、戦時性暴力に関する研究や、市民運動に関わってきた方々をパネリストに迎えて開かれたこのシンポジウムでは、それぞれの研究や活動分野を生かし、洞察に満ちた考察や新しい発見・知見を共有し、互いに共鳴し触発しあい、議論を深めることができた。

I 部の「戦時性暴力／日常の性暴力」における宮城晴美の「沖縄からの報告」では、戦後の米軍占領下はもちろん、日本復帰後も全国の米軍基地の 75% が沖縄に置かれている状況下、米軍兵士による性暴力事件は後を絶たないことが具体的に報告された。宮城報告は、その要因を、「沖縄が日本とアメリカの植民地状態にあり、民族差別、女性差別が続いている」ことにあると語った。日米政権ともに沖縄を「植民地化」してきたこと、そのことに根差す民族差別と女性差別があるという指摘は重要である。私たちはともすれば、自分たちの都合に合わせて沖縄を日本の一部と見なしたり、切り離したりしてはいないだろうか。沖縄の人々が独自の抵抗と意識を表明するとき、私たちはそれを「沖縄ナショナリズム」の発露として批判することがあるが、私たちは逆に日本のナショナリズムの権力作用を不可視化し不問に付していないか見る必要があるだろう。III 部の「全体討論」で、宮城報告に対して「それでは沖縄人女性は、何民族か」という質問が寄せられた。この質問の真意は分からないが、私たちは、「民族差別」を受けていると感じている側を「ナショナリスト」と批判するよりも、私たち自身の内に潜む「ナショナリズム」の作動を検証する必要があるだろう。宮地報告は、沖縄県民を犠牲にしてきた日本政府の対応を許している「日本国民の意識」についても指摘している。日米安保体制のもとに日

本を外敵から守る「抑止力」として、沖縄の米軍基地を許容する日本人は少なくないからだ。

村本邦子は、日中の大学生合同で行った「南京ワークショップ」についての報告で、アジアにおいて加害国の市民と被害国の市民がどのように出会い、学び、語りあい、互いの間に共感と和解を実現するのか、困難ではあるが、示唆に富む重要な取り組みについて語った。村本は、自ら臨床心理士として20年、日常的に起こっている個別の臨床ケース、虐待、性暴力、DVなど、女性と子どもへの暴力の問題に取り組むなかで、社会の集合的な「過去の戦争加害という負の遺産」との関連に気づき、その問題をどうとらえ直すかという問題意識を持っていた。さまざまな歴史的葛藤を抱える二つの集団を対象とし、アウシュビッツ生存者の息子でありドラマセラピストである Armand Volkas によって開発された HWH (Healing the Wounds of History) がこの南京ワークショップの取り組みに活用されている。多くの歴史教育や平和教育に欠落していた、戦争の事実を伝えられることによってもたらされる様々な感情をていねいに掬い取る興味深い実践である。

梁澄子は、元日本軍「慰安婦」である在日朝鮮人の宋神道さんとともに闘った裁判闘争について報告した。他者を全く寄せつけない、「針の穴ほどの隙もない固い鎧で身を包んだ」宋さんとの出会いから、「裁判やってよかった。おめえらを一番信用している」と言うほどの信頼関係を築く過程が生き生きと語られた。支える会に集まった女性たちが宋さんから学んだことは多く、被害者を支え闘う支援者側が確認すべきいくつかの貴重な原則が指摘されている。「被害者が抱える闇」は、「知り得ない」ということを「知る」こと、同時に、到底「知り得ない」その闇の深さを認識しつつ、知ろうとする努力を怠らないこと、という原則は、重大な傷を負った個人の尊厳や回復を願い運動しようとする私たちが忘れてはならない普遍的な原則であるように思われる。梁報告は、そのようにして、元日本軍「慰安婦」の証言に耳を傾け、お互いに新しい関係を構築してきたことを、「20年かけて手にした果実」と表現した。正義を求めた「慰安婦」裁判はことごとく退けられたが、20年の闘いは確実に実っている。

鄭暎恵は、「性暴力防止の立法化」に向けて、性暴力防止ネットワークの活動と性暴力の再定義の必要を語った。日本社会だけでなく韓国社会にもある「慰安婦」への偏見・差別・二次被害を目撃したことから、戦時、日常を問わず蔓延する性暴力の根っこに何があり、どうすれば解決できるのか、具体的な提言となっている。性暴力は、過去の話ではない。現在、女性が不本意退職する理由の第一位は、結婚・出産ではなく、圧倒的にセクシュアル・ハラスメントが理由であるという鄭の指摘には胸を突かれた。セクハラやDVは女の問題と捉える限り、「慰安婦」問題を解決することはできないだろう。宮地報告で、「たとえ基地問題に取り組んでいても、女性の人権について関心を示す男性は極めて少ない」との指摘があったが、反基地闘争、反安保闘争はそのこと自体を問題化する必要がある。性暴力は、「戦争同様、日常生活から安心・信頼・自由を全て奪ってしまう」ものであり、「民族差別同様、性暴力は、武器がなくとも人の命を奪うことができる暴力」であるという鄭の指摘は、きわめて重要である。「性暴力を看過する者に、平和・反差別を語る資格はあるのか」と同時に、植民地支配・日米安保体制を問わない者に、性暴力根絶を語る資格はあるのか」という問いかけは、差別と暴力に満ちた社会の根本的な変革をめざす私たちがたえず自問自答すべき問いかけである。

II部「歴史と言説—「慰安婦」問題と関連して」の中で、宋連玉の報告は、「慰安婦」と公

娼の境界を設定する議論の中にヘゲモニックな権力作用のポリティクスを見た。宋報告は、「なぜ、国家に公認された商業的売春業、公娼制は、業者、売春女性、買春客のそれぞれの自己責任に基づいた選択であるかのように受け止められ、そこから国家の責任を問う発想はほとんど出てこないのだろうか」という問いを立てた。「慰安婦」と「公娼」の間に引かれる境界で、結果として、被害者同士が分断される状況がある。宋が分析するように、海外へ渡った「からゆきさん」、農村から遊郭へ売られた娘たち、戦地の慰安所へと連行された女性たちを「帝国日本による構造的性暴力の犠牲者」として包括的・連続的に捉えなおす必要がある。「慰安婦」制度をめぐる歴史研究の成果の一つは、軍「慰安婦」制度そのものが、近代帝国の公娼制があって初めて成り立つものであることを明らかにしたことであろう。「慰安婦」問題の公論化をきっかけに、近現代史や、植民地研究において、植民地下（戦時下、準戦時下）の公娼制、帝国日本「内地」の戦争（準備）体制下の公娼制の実態についての研究は蓄積されている。「境界を設定することで国家を免責しようとする企みに対し、境界のありかと同時にその曖昧さを捉えることが重要である。そうすることで植民地近代が内包した暴力性を明らかにできるだろう。」

Lee, Na-Young（李娜榮）報告も、日本軍「慰安婦」と米軍基地村の「^{ヤンゴンジュ}洋公主」の境界づけのポリティクスを問いなおす。植民地の遺産と脱植民地の現在性を捉えなおす Lee 報告は、宋報告や Yang, Hyunah（梁鉉娥）報告とも密接に関連している。公娼制を通じた朝鮮女性の「娼妓」づくり、大規模な動員を通じた軍「慰安婦」づくりは、日本帝国主義の植民地統治戦略であり、「朝鮮女性の身体を通じて朝鮮／日本の人種的、文化的、性的な差異と位階関係を確立し、それにもとづく差別を正当化する統治体系を確立した」ことを指摘しつつ、「ジェンダーとセクシュアリティ、階級、人種の位階秩序を活用した日帝の植民地統治戦略の基盤が、そっくりそのまま米軍政に移譲されたという」問題に切り込んだ。「大韓民国全体が「洋公主」が保証する国家安保に依存し、「洋セクシ」が稼いだ金に、あるいは彼女たちの職場と結びついた経済構造に寄生し、一定程度アメリカの「慰安婦」となって生きてきた歴史は沈黙の記憶の中に埋められるしかなかった。」 Lee 報告は、韓国の植民地の歴史と植民地性の克服の問題を内部から省察するよりは、日本による過去「清算」、あるいは駐韓米軍撤収の観点にのみ還元することで、「韓国男性の主体の位置は消え去ると同時に曖昧になる」（梁鉉娥、1998）点も見逃していない。Lee 報告は、女性同士の人種および階級の差異の問題にもふれつつ、「（広義の）「戦時体制」において国家の利益のために動員され交換される女性の問題」として、「慰安婦」と「洋公主」問題を読み解いている。両者に一貫して突きつけられる、「みずから貞操を捨てた女性」に対する強力な家父長的パラダイムと自発／強制という二項対立的な論理構造にもとづく性売買パラダイムの克服を唱え、「自発であれ強制であれ、女性の身体／セクシュアリティが位置する場において行われる搾取と暴力、抑圧の效果に注目すべき」と提起している。性と生殖に対する国家管理、女性の貧困の問題、性規範と烙印の問題、「それを通じた暫定的あるいは最終的に利益を獲得する者の問題は必ず問わなければならない事項である」、という指摘は、フェミニスト研究者が広く共有している問題意識でもある。

Yang, Hyunah（梁鉉娥）報告は、日本軍性奴隷制のような行為の責任を公的、法的に裁く論拠として、紛争状態で軍隊が引き起こした犯罪行為の国家責任に関する人道主義法の態度とともに「体系的強かん」論を中心に考察しているが、Y 既存の体系的強かん論には、植民地的な

状況に対する認識が弱いという問題点をも指摘している。それは、被植民状況下の朝鮮人女性という、民族とジェンダーの重層問題を扱う国際法理の未熟さを示すものである。また、「軍慰安婦」犯罪責任において植民地の問題、民族問題を取り扱おうとすると、民族主義者、ナショナリストと還元的に捉えられてしまう「言説地形」が存在する。「民族問題の強調は日本の右翼のみならず国家の境界を越えようとする国際フェミニズムの名のもとにおいてさえ、非難されがちである。」Yang 報告は、「国際人道主義法や国際人権法がもつ植民地性の問題にたいするある種の盲点」、国際人権法やフェミニズムの文法によってアジアの植民地主義的な人権蹂躪を語る際の限界、その歴史性を大幅に縮小させて「国際言説」の普遍性に頼らねばならないという、一種の疎外現象についても指摘している。その「普遍的」法理のもとでは、動員方法、被害の持続期間、動員地域などにおいて人種や国籍による体系的な差異を示している日本軍慰安婦の被害実態は捉えきれない、という指摘は説得力がある。帝国日本の植民地下、名前も言葉も奪われ、動員された「朝鮮人慰安婦」の「植民地的」アイデンティティを認識せずして朝鮮人慰安婦の被害と経験を解釈することはできない」からだ。本犯罪に「植民地強かん」の法理が要請されると Yang が考える所以である。民族かジェンダーかではなく、民族もジェンダーも、という論争は、日本では「慰安婦問題を語る際に焦点化されたが、リベラルなグローバルフェミニズムの「普遍言説」に抗してポストコロニアル・フェミニストが世界的にはすでに 80 年代から議論してきた。日本の「慰安婦」問題の文脈において言えば、「むしろジェンダーを焦点化することで民族や人種の状況、すなわち植民地主義や戦争および帝国主義を語れなくしてしまうフェミニズムこそ、普遍性を装った抑圧的言説になりうることを警戒すべきであろう（金富子 2008）。」

Yang が提起するポスト植民地主義理論は、完成した理論でも成熟した理論でもない。「単一の、ないし完結した歴史や社会といった考え」には批判的だが、「共通の体験」あるいは「共通の記憶 (collective memory)」の存在を認める。それは、「脱植民地後の国家建設」のなかで、往々にして政治エリートによって構成された「民族」あるいは「国家」のカテゴリーとは異なる記憶と経験の共同体を認識し、階級的基層 (subaltern) と女性基層、そのほか農民や封建的社会集団の経験と声に耳を傾ける。Yang はなによりも、民族主義的エリート主義と家父長制を同時に批判する脱植民地言説として、ポストコロニアル・フェミニズムを捉えなおそうと試みている。

岡野八代の報告は、元日本軍従軍「慰安婦」制度の被害者が求めているのは、「日本の民主化」である、とする宋連玉の主張に触発されたという点の確認から始まった。「いまだ解決をみない日本軍性奴隷制度問題によって問われているのは、日本における民主主義それ自体であること」を明らかにしたいという問題意識である。

岡野報告は、「慰安婦」の闘いを支える WAM の展示と、多くの慰安婦が受け取りを拒否した「国民基金」のウェブサイト上の記念館の展示を比較考察し、WAM の展示が、「慰安婦」一人一人の声に耳を傾け、「わたしたちに、未来に向けて何ができ何をすべきか自問するよう問いかける」のに対して、国民基金の展示は、法的責任を認めない政府の立場は受け継ぎながら、政府がいかに「慰安婦」問題の解決に努力してきたか、ということをもっぱら顕示する皮肉なアピールとなっていることを明らかにした。同時に、岡野は、国民基金の理事を務めた大沼保昭の『慰安婦問題とは何だったのか』における議論を批判し、大沼の議論が「いかに日本の民主化の道

を閉ざそうとする意志と通じているのか」ということをみごとに論証している。大沼は、「最も民主的な行為である立法行為」や、事実の解明、歴史教育などの政治的責任を含めた広義の法的責任を日本政府に取らせることを求める「慰安婦」被害者たちと支援者たちの主張に対して、「できないものは、できない」状況であると諦め、現状肯定に陥ってしまう。それは、すでに宋が国民基金派を批判して、「慰安婦」被害者たちや支援者たちの主張、「その思いの核心ともいえる『日本の民主化』要求には応えようとしなければいか、早々と断念したと言いつつ」、と指摘した点である。それを受けとめた岡野報告は、「慰安婦」問題に取り組むわたしたちの闘いを、「『できないものは、できない』と諦める〈わたしたち〉の在り方を変革する、きわめて民主主義的な闘争」であると位置づけた。岡野はさらに、民主主義の定義（千葉真 2009）を援用しつつ、「現在の〈わたしたち〉の在り方を批判的に問い返すことこそが、民主主義の重要かつ不可欠なモメント」であると指摘する。民主主義の実践というものは、わたしたちの現在の在り方だけでなく、未来に向けてのわたしたちの在り方にも密接にかかわるものである。現在の閉塞的な日本社会にあって、こうした民主主義の実践がもつ可能性をわたしたちは早々に断念するわけにはいかないのである。

